

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	東北港湾の活用による物流施策推進検討業務
業 務 概 要	本業務は、東北国際物流戦略チームにおいて検討を行うこととされた、コンテナラウンドユース推進に向けた具体的方策、コンテナターミナルのAI化・IoT化等の課題について検討するため、平成30年に行われたコンテナ貨物流動調査結果を用いて物流上の課題を整理し、課題解決に向けた方策を検討するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 川上 泰司 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
契 約 年 月 日	令和元年7月29日
契 約 業 者 名	東北港湾の活用による物流施策推進検討業務 みなと総合研究財団・地域開発研究所設計共同体 代表者 一般財団法人 みなと総合研究財団
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区虎ノ門3丁目1番10号
契 約 金 額	17,160,000 円(税込)
予 定 価 格	17,245,856 円(税込)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和元年7月29日
履 行 期 間 (至)	令和2年3月9日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

随意契約理由書

1. 業務の名称 東北港湾の活用による物流施策推進検討業務
2. 契約業者名 みなと総合研究財団・地域開発研究所設計共同体
3. 随意契約理由

本業務は、東北国際物流戦略チームにおいて検討を行うこととされた、コンテナラウンドユース推進に向けた具体的方策、コンテナターミナルのAI化・IoT化等の課題について検討するため、平成30年に行われたコンテナ貨物流動調査結果を用いて物流上の課題を整理し、課題解決に向けた方策を検討するものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と配置予定管理技術者へのヒアリングにより評価を行った。

審査の結果、みなと総合研究財団・地域開発研究所設計共同体を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、みなと総合研究財団・地域開発研究所設計共同体と随意契約を行うものである。